第二条の表施設等機関（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百六十二条に掲げる施設等機関を除く。）の長の項上欄中「（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百六十二条に掲げる施設等機関を除く。）」を削る。

第二条の表地方支分部局（地方社会保険事務局及び社会保険事務所を除く。）の長の項上欄中「（地方社会保険事務局及び社会保険事務所を除く。）」を削る。

第二条の表社会保険庁長官の項、地方社会保険事務局長の項、地方社会保険事務局社会保険事務室長の項及び社会保険事務所長の項を削る。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三十三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

「第

目次中「・第七十三条」を「―第七十三条の三」に、「第七百六条」を「第七百五条の二」に、

二章　外局
第一節　社会保険庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第七百九十五条―第八百三条）
第二目　課の内部組織（第八百四条―第八百八条）
第二款　施設等機関
第一目　社会保険大学校（第八百九条―第八百十三条）
第二目　社会保険業務センター（第八百十四条―第八百四十七条）
第三款　地方支分部局（第八百四十八条―第八百七十五条）
第二節　中央労働委員会事務局（第八百七十六条―第八百七十九条）」

を「第二章　中央労働委員会事務局（第七百九十五条―第七百九十八条）」に、「第七百九十九条」に、「第八百八十一条―第八百八十三条」を「第八百条―第八百二条」に改める。

第五十八条第二項第一号中「社会保険庁」を「年金局」に改め、同項に次の一号を加える。

三　年金特別会計の児童手当勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第六十二条第二項第二号中「及び社会保険庁」を削る。

第一章第一節第十二款中第七十三条の次に次の二条を加える。

（調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　事業企画課に、調査室、監査室及び会計室を置く。

2　調査室は、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査に関する事務をつかさどる。

3　調査室に、室長を置く。

4　監査室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務（次条、第七百十条の二の三及び第七百十条の二の四において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。

5　監査室に、室長を置く。

6　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

二　年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

7　会計室に、室長を置く。

（システム室）

第七十三条の三　事業管理課に、システム室を置く。

2　システム室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3　システム室に、室長を置く。

第一章第三節第一款中第七百六条の前に次の一条を加える。

（地方厚生局の管轄区域の特例）

第七百五条の二　厚生労働大臣は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第七百六条第一項中「関東信越厚生局に、」を「地方厚生局に、それぞれ」に改め、同条第二項中「関東信越厚生局」を「地方厚生局」に改める。

第七百六条の二を次のように改める。

（指導総括管理官）

第七百六条の二　地方厚生局に、それぞれ指導総括管理官一人（関東信越厚生局にあっては、二人）を置く。

2　指導総括管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務（管理課、医療課、福祉指導課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第七百六条の二の次に次の一条を加える。

（特別指導管理官）

第七百六条の三　関東信越厚生局及び近畿厚生局に、それぞれ特別指導管理官一人を置く。

2　特別指導管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務（特別指導第一課及び特別指導第二課の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第七百七条第七十六号中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

「企画調整課
年金指導課
年金調整課
年金管理課
（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）」

に、「医療指導課」を「医療課」に改める。

第七百十条第八号中「企画調整課」の下に「、年金指導課」を加える。

第七百十条の二の次に次の三条を加える。

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の二　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、管理課、医療課、福祉指導課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。

二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関すること。

三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること。

四　日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。

五　日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。